

添付法令資料 3 :

ASEAN 物品貿易協定に基づく輸入品に対する関税率適用手続に関する
2020 年 9 月 18 日付インドネシア共和国財務大臣規則 No.131/PMK.04/2020 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 特恵税率及び原産地規則 (*RULES OF ORIGIN*)
 - 第 1 節 特恵税率 (第 2 条及び第 3 条)
 - 第 2 節 原産地基準 (*Origin Criteria*) (第 4 条)
 - 第 3 節 積送基準 (*Consignment Criteria*) (第 5 条及び第 6 条)
 - 第 4 節 手続規定 (*Procedural Provisions*) (第 7 条ないし第 14 条)
- 第 3 章 特恵税率の審査及び適用
 - 第 1 節 SKA (原産地証明書) フォーム D 及び/又は DAB (原産地申告書) の審査 (第 15 条ないし第 18 条)
 - 第 2 節 遡及チェック及び確認訪問 (第 19 条ないし第 21 条)
- 第 4 章 制裁規定 (第 22 条及び第 23 条)
- 第 5 章 モニタリング及び評価 (第 24 条)
- 第 6 章 雑則 (第 25 条ないし第 31 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 32 条)
- 第 8 章 終則 (第 33 条ないし第 35 条)